

静岡県人事委員会は、静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月29日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則13-92

静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の育児休業等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-26）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(条例第2条の3第2号の人事委員会規則で定める場合) 第1条の6 (略)	(条例第2条の3第2号の人事委員会規則で定める場合) 第1条の6 (略) <u>(条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合)</u> 第1条の7 <u>前条の規定は、条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月に達する日」と読み替えるものとする。</u>
(<u>条例第2条の4</u> の人事委員会規則で定める期間) 第2条 <u>条例第2条の4</u> の人事委員会規則で定める期間は、57日間とする。	(<u>条例第2条の5</u> の人事委員会規則で定める期間) 第2条 <u>条例第2条の5</u> の人事委員会規則で定める期間は、57日間とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号の2中「又は1歳6か月までの子の育児休業」を「、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業」に改め、記入上の注意2中「育児休業をいう。」を「育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう。（5において同じ。）」に改め、記入上の注意5中「又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第1号又は第2号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）」を「（条例第2条の3第1号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、従前の様式は、当分の間、調整して使用できる。